

臨時発着場の設定及び使用要領について（通達甲）

（平成28年3月16日地域発第91号）

この要領は、高知県警察用航空機の運用等に関する規程（平成3年3月本部訓令第10号）の規定に基づき、臨時発着場の設定及び使用要領に関し必要な事項を定めたものです。